

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前 略) (俸給月額) 第11条 再雇用職員の俸給月額及び給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。			(俸給月額) 第11条 再雇用職員の俸給月額及び給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。		
職 種	俸給月額	給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級	職 種	俸給月額	給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級
教員	287,200円	教育職俸給表 2級	教員	287,200円	教育職俸給表 2級
事務職員・施設系技術職員・教室系技術職員	214,600円	一般職俸給表(一) <u>3級</u>	事務職員・施設系技術職員・教室系技術職員	214,600円	一般職俸給表(一) <u>2級</u>
技能職員・労務職員	<u>211,500円</u>	一般職俸給表(二) 3級	技能職員・労務職員	<u>226,400円</u>	一般職俸給表(二) 3級
医療技術職員	214,800円	医療職俸給表(一) 2級	医療技術職員	214,800円	医療職俸給表(一) 2級
看護職員	<u>267,100円</u>	医療職俸給表(二) 2級	看護職員	<u>259,300円</u>	医療職俸給表(二) 2級
(後 略)			附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。		